

令和7年3月18日14時00分
近畿地方整備局
国土交通省本省同時発表

歴史まちづくりの更なる進展を支援します ～奈良市『歴史まちづくり計画（第2期）』を3/21に認定～

奈良県奈良市の歴史まちづくり計画（第2期）について、歴史まちづくり法に基づき、3月21日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。
今回の認定により、近畿地方整備局管内で歴史まちづくりに取り組む14都市のうち、第2期計画の取組を進める都市は7都市になります。
認定された計画に基づく法律上の特例や各種事業により、認定都市の歴史まちづくりを支援してまいります。

奈良市では、古代の平城京と大社寺が作りだした空間がその後の都市の基盤となり、歴史的建造物と自然環境とが一体となった歴史的風土と、各時代の特徴を反映した多様な活動により、風格と魅力のある歴史的風致が形成されています。

第2期計画では、多様な主体との連携により各種事業を展開し、伝統・文化を守り活かす機運を醸成して、奈良の歴史的風致の維持向上を図るとともに、第1期計画で進めた事業をより一層推し進め、活気あるまちづくりや観光振興にも引き続き取り組んでいきます。



重要無形民俗文化財

ならずひこ おきなまい
「奈良豆比古神社の翁舞」



多主体連携で歴史的建造物の特別公開等の
イベントを行う、奈良町見知り開催事業

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

- 国土交通省 近畿地方整備局
建政部 計画管理課 課長 朝井 麻由（内線6121）
建政部 建設専門官 上田 仁（内線6122）
TEL：06-6942-1141（代表） 06-6942-1051（直通）

<認定内容に関する問合せ先>

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 宇川、國吉
TEL：03-5253-8111（内線32983、32986）／03-5253-8954（直通）
- 文化庁 文化資源活用課 池野、才木、蔵楽、奥野
TEL：075-451-4111（内線9651、9668）／075-451-9668（直通）
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 稲生、風戸
TEL：03-3502-8111（内線5534）／03-3502-6004（直通）

近畿地方整備局管内における認定都市

近畿地方整備局管内では、14市町が歴史的風致維持向上計画の認定を受けており、そのうち第2期の認定を受けた都市は今回の奈良市で7市町となりました。（全国の第2期計画認定都市は44都市）

- 彦根市 平成21年 1月認定（平成30年3月 第2期計画認定）
 - 京都市 平成21年11月認定（令和 3年3月 第2期計画認定）
 - 長浜市 平成22年 2月認定（令和 2年8月 第2期計画認定）
 - 宇治市 平成24年 3月認定（令和 5年3月 第2期計画認定）
 - 堺市 平成25年11月認定（令和 5年3月 第2期計画認定）
 - 斑鳩町 平成26年 2月認定（令和 6年3月 第2期計画認定）
 - 向日市 平成27年 2月認定
 - 奈良市 平成27年 2月認定（令和 7年3月 第2期計画認定【今回】）
 - 湯浅町 平成28年 3月認定
 - 広川町 平成28年10月認定
 - 和歌山市 平成30年 3月認定
 - 高野町 平成31年 1月認定
 - 大津市 令和 3年 3月認定
 - 坂井市 令和 6年 3月認定
- （並びは認定順）

※歴史まちづくり法・計画とは

この法律は、地域の歴史的風致（歴史的建造物や伝統的な人々の活動）を活かすべく市町村が作成した「歴史まちづくり計画（歴史的風致維持向上計画）」を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により、認定都市の歴史まちづくりを支援するものです。

https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000003.html

同時発表：文部科学省、農林水産省、東北地方整備局、
中部地方整備局、近畿地方整備局、
高山市、国見町

令和7年3月18日
都市局公園緑地・景観課

岐阜県高山市の歴史まちづくり計画（第3期）及び 福島県国見町、奈良県奈良市の歴史まちづくり計画（第2期）を認定します ～初の3期計画認定都市の誕生！2期計画認定都市は44都市へ拡大～

高山市の歴史まちづくり計画（第3期）及び国見町、奈良市の歴史まちづくり計画（第2期）について、歴史まちづくり法に基づき、3月21日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。（各認定都市の詳細は別紙参照）



【高山市】重要無形民俗文化財
「高山祭の屋台行事」



【国見町】国史跡
あつかしやまぼうるい
「阿津賀志山防塁」



【奈良市】重要無形民俗文化財
ならずひこ おきなまい
「奈良豆比古神社の翁舞」

今回の認定により、歴史まちづくり計画認定98都市のうち、第2期計画を完了し、第3期計画の認定を受けた都市が初めて誕生します。また、第1期計画を完了し、第2期計画の認定を受けた都市は44都市となります。

※歴史まちづくり計画の正式名称：歴史的風致維持向上計画

※歴史まちづくり法の正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

認定日：令和7年3月21日（金）

※歴史まちづくりとは

全国各地には、城や神社仏閣とその周辺の町家や武家屋敷等から成る市街地と、祭礼行事、民俗芸能、昔ながらの生業等の人々の伝統的な営みや活動とが一体となって、地域の個性とも言える歴史的な情緒や風情を醸し出すまちが多くあります。

これらを「歴史的風致」として地域固有の資産であると捉え、関係省庁が連携し、地域の活性化や歴史・伝統文化の保存・継承について、ハード・ソフト両面から支援しています。

【問い合わせ先】

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 宇川、國吉
TEL：03-5253-8111(内線 32983、32986)／03-5253-8954（直通）
- 文化庁 文化資源活用課 池野、才木、蔵楽、奥野
TEL：075-451-4111（内線 9651、9668） 075-451-9668（直通）
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 稲生、風戸
TEL：03-3502-8111(内線 5534)／03-3502-6004（直通）

ぎ ふ けん たかやまし
岐阜県高山市における歴史的風致維持向上計画（第3期）の概要

○岐阜県高山市の取組

(1) 第2期計画の取組による成果

高山市では、平成30年度から令和6年度（7年間）を計画期間とする歴史的風致維持向上計画（第2期）により、以下のような成果をあげています。

- ・歴史的建造物活用整備事業として、長らく空き家となっていた2軒の町家について、取得、改修し、地域の活動拠点として新たな活用を開始。（若者等活動事務所「^{むらはん}村半」、飛騨高山にぎわい交流館「^{だいまさ}大政」）
- ・無電柱化等整備事業として、景観を阻害している電線等を地中化するとともに、景観に配慮した道路整備を行うことで良好な景観と安全な歩行空間を確保。



飛騨高山にぎわい交流館「大政」



無電柱化整備路線（上一之町花里線）

(2) 第3期計画の概要

高山市では、現在も江戸時代の面影を残す貴重な建造物が数多く保存され、高山祭をはじめとする伝統行事、^{いち いっとうぼり ひだしゅんけい}一位一刀彫や飛騨春慶などの伝統工芸、さらには、歴史街道沿いの農山村集落においても独自の伝統文化が連綿と継承されており、周辺市街地と一体となって高山市固有の歴史的風致を形成しています。

第3期計画では、歴史的建造物の保存・活用や無電柱化等による歴史的景観の再生などを実施するとともに、市域全体においても日本遺産や農山村集落の歴史文化資産を活用した事業等を実施し、歴史的風致の活用による地域活性化を図ります。

また、居住者の減少・少子高齢化の進展を背景に、祭礼行事などの伝統文化等の担い手育成・確保に資する事業などを推進し、歴史的風致の維持向上を図ります。



重要無形民俗文化財
「高山祭の屋台行事」



伝統工芸品
「飛騨春慶」

ふくしまけんくにみまち

福島県国見町における歴史的風致維持向上計画（第2期）の概要

○福島県国見町の取組

(1) 第1期計画の取組による成果

国見町では、平成27年度から令和6年度（10年間）を計画期間とする第1期歴史まちづくり計画により、以下のような成果をあげています。

- ・道の駅、文化財センター、歴史公園の整備を行い、各施設が周遊の拠点となり相乗的な効果によって、交流人口が大幅に増加しました。
- ・歴史文化遺産の調査にもとづき、歴史文化基本構想の策定と文化財の新たな指定・登録が進み、文化財の保護・継承につながっています。
- ・歴史的風致・民俗芸能の継承と案内ガイドや文化財活用事業が、住民主体・協働により展開され、歴史まちづくりが大きく進展しました。



歴史公園（あつかし千年公園）
史跡と蓮池の一体的整備、地元団体による運営



子供たちに神楽を教える
内谷春日神社太々神楽保存会の取組

(2) 第2期計画の概要

国見町には、文治5年（1189）、藤原泰衡が源頼朝の率いる鎌倉軍を迎え撃つために築いた国史跡「阿津賀志山防塁」^{あつかしやまぼうらい}や旧宿場町・農村集落の町並みの中で、顕彰や信仰・民俗芸能と人々の営みが残り、地域固有の歴史的風致が形成されています。

第2期計画では、引き続き阿津賀志山防塁と歴史的建造物及び周辺環境の保存・活用に向けた取組を進めるとともに、地域の民俗芸能の継承に対する支援の充実を図り、歴史的風致の維持向上を推進します。また、第1期計画の成果である住民による活動をさらに伸ばし、本町の魅力を発信するために、情報発信と人材育成・住民協働の取組を深めることで、自らの地域に誇りを感じる町民協働の歴史まちづくりを発展させます。



国史跡「阿津賀志山防塁」
案内活動による顕彰がつづけられる



鹿島神社の例大祭
神輿と山車がぶつかり合う「もみあい」

ならけんならし
奈良県奈良市における歴史的風致維持向上計画（第2期）の概要

○奈良県奈良市の取組

（1）第1期計画の取組による成果

奈良市では、平成27年度から令和6年度（10年間）を計画期間とする第1期歴史まちづくり計画により、以下のような成果をあげています。

- ・文化財の調査に取り組み、建造物の3件が市指定文化財、45件が登録有形文化財になったほか、多数の歴史的風致形成建造物等の修理・修景事業を実施したことなどにより、歴史的な建造物の保存と景観づくりを推進できました。
- ・重点区域で、改修した町家や駅舎などを市民や観光客が訪れる施設として活かすとともに、それらを拠点としてまちづくり団体等の活動や多様な主体による各種イベントが活発に行われることで、地域の活性化につながりました。



観光や文化発信の拠点として活かされている、
奈良町にぎわいの家（登録有形文化財）



改修して地域活性化の拠点となった、奈良市
きょうばて
京終駅観光案内所（歴史的風致形成建造物）

（2）第2期計画の概要

奈良市では、古代の平城京と大社寺がつくりだした空間がその後の都市の基盤となり、歴史的建造物と自然環境とが一体となった歴史的風土と、各時代の特徴を反映した多様な活動により、風格と魅力のある歴史的風致が形成されています。

第2期計画では、引き続き、文化財調査、歴史的風致形成建造物等の修理・修景、景観保全のための景観規制誘導などに取り組みます。さらに、多様な主体との連携により各種事業を展開し、伝統・文化を守り活かす機運を醸成して、奈良の歴史的風致の維持向上を図るとともに、その価値や魅力を共有・発信することで活気あるまちづくりや観光振興にもつなげてまいります。



重要無形民俗文化財「奈良豆比古神社のおきなまい」



多主体連携で歴史的建造物の特別公開等のイベントを行う、奈良町見知り開催事業

歴史的風致維持向上計画認定状況（R7年3月21日時点）

【】は都市数		都道府県	市町村名	認定日	【】は都市数		都道府県	市町村名	認定日	【】は都市数		都道府県	市町村名	認定日
東北 【14】	1	青森県	弘前市*	H22.2.4	北陸 【5】	36	新潟県	村上市	H28.10.3	近畿 【14】	71	和歌県	和歌山市	H30.3.26
	2	岩手県	盛岡市	H30.11.13		37		佐渡市	R2.3.24		72		高野町	H31.1.24
	3	宮城県	多賀城市*	H23.12.6		38	富山県	高岡市*	H23.6.8	73	島根県	松江市*	H23.2.23	
	4	秋田県	大館市	H29.3.17		39	石川県	金沢市*	H21.1.19	74		津和野町*	H25.4.11	
	5		横手市	H30.7.11		40		加賀市	R3.3.23	75	岡山県	津山市*	H21.7.22	
	6	山形県	鶴岡市*	H25.11.22	41	岐阜県	高山市**	H21.1.19	76	広島県		高梁市*	H22.11.22	
	7		新庄市	R5.2.15	42		恵那市*	H23.2.23	77		山口県	尾道市*	H24.6.6	
	8	福島県	白河市*	H23.2.23	43		美濃市*	H24.3.5	78	徳島県		竹原市■	H24.6.6	
	9		国見町*	H27.2.23	44		岐阜市*	H25.4.11	79		愛媛県	萩市*	H21.1.19	
	10		磐梯町	H28.1.25	45		郡上市*	H26.2.14	80	高知県		岩国市	R6.7.17	
	11		桑折町	H28.3.28	46	静岡県	三島市	H28.10.3	81		福岡県	三好市*	H22.11.22	
	12	棚倉町	R2.6.24	47	掛川市		H30.1.23	82	佐賀県	大洲市*		H24.3.5		
	13	会津若松市	R5.6.19	48	伊豆の国市		H30.7.11	83		長崎県	内子町	R1.6.12		
	14	柳津町	R6.3.18	49	下田市		H30.11.13	84	熊本県		佐川町*	H21.3.11		
関東 【21】	15	茨城県	桜川市*	H21.3.11	50		愛知県	浜松市		R4.3.25	85	福岡県	太宰府市*	H22.11.22
	16		水戸市*	H22.2.4	51	犬山市*		H21.3.11	86	添田町*	H26.6.23			
	17		土浦市	R5.12.19	52	名古屋市*		H26.2.14	87	佐賀県	宗像市	H30.3.26		
	18	栃木県	下野市	H31.3.26	53	岡崎市		H28.5.19	88		長崎県	佐賀市*	H24.3.5	
	19		栃木市	H31.3.26	54	津島市		R2.3.24	89	熊本県		基山町	H31.1.24	
	20	群馬県	甘楽町*	H22.3.30	55	西尾市	R5.12.19	90	熊本県		鹿島市	H31.3.26		
	21		桐生市	H30.1.23	56	亀山市*	H21.1.19	91		大分県	長崎市	R2.3.24		
	22		前橋市	R4.12.20	57	明和町*	H24.6.6	92	大分県		山鹿市*	H21.3.11		
	23	埼玉県	川越市*	H23.6.8	58	伊賀市	H28.5.19	93		宮崎県	湯前町	H29.3.17		
	24	千葉県	香取市	H31.3.26	59	福井県	坂井市	R6.3.18	94		宮崎県	熊本市	R2.6.24	
	25	神奈川県	小田原市*	H23.6.8	60	滋賀県	彦根市*	H21.1.19	95	大分県		竹田市*	H26.6.23	
	26		鎌倉市	H28.1.25	61		長浜市*	H22.2.4	96		大分県	大分市	R1.6.12	
	27		横浜市	R7.3.21	62		大津市	R3.3.23	97	宮崎県		杵築市	R3.3.23	
	28	山梨県	甲州市	H29.3.17	63	京都府	京都市*	H21.11.19	98		宮崎県	日南市	H25.11.22	
29	長野県	下諏訪町■	H21.3.11	64	京都府		宇治市*	H24.3.5	宮崎県	宮崎県		宮崎県	宮崎県	
30		松本市*	H23.6.8	65		向日市	H27.2.23							
31		東御市■	H24.6.6	66	堺市*	H25.11.22								
32		長野市*	H25.4.11	67	斑鳩町*	H26.2.14								
33		千曲市	H28.5.19	68	奈良県	奈良市*	H27.2.23							
34		上田市	R5.2.15	69	和歌県	湯浅町	H28.3.28							
35		塩尻市	R6.7.17	70		和歌県	広川町	H28.10.3						

合計 98都市(40府県)

** : 3期計画認定済 1都市
 * : 2期計画認定済 44都市
 ■ : 計画完了 3都市